

# 大正3年桜島噴火への対応について —中央政府の対応と国内外の義援活動を中心 として—

土田 宏成<sup>1</sup>

<sup>1</sup>正会員 聖心女子大学教授 現代教養学部史学科 (〒150-8938 東京都渋谷区広尾4-3-1)  
E-mail: tsuchida@u-sacred-heart.ac.jp

1914 (大正3) 年1月12日、桜島が大噴火した。同日夜には火山性の大地震も発生した。これらの災害による死者・行方不明者は約60人とされる。本研究では、桜島噴火の被害とそれへの対応 (救済・復旧・復興) を検討する。その際、これまであまり取り上げられていない、内閣や帝国議会、財界など、中央の対応や、海外の反応を扱う。噴火直後、中央政府は被災地の状況をつかめずにいたが、被災地の地方行政機関や軍隊は、素早く救援活動を開始した。中央政府は、それらの組織の活動に対して指示や調整を行った。復旧・復興のために要する多額の資金については、国庫から地方へ補助や、低利または無利子による貸付が行われた。日本の国内外で大規模な義援活動も展開された。これらの活動には、以前の災害での経験や教訓が生かされていた。

**Key Words:** 1914 Sakurajima Eruption, rescue operation, donations, reconstruction support

## 1. はじめに

桜島の大噴火は、1914 (大正3) 年1月12日の午前10時ごろから始まり、同日18時半ごろにはマグニチュード7.1の地震も発生した。これらの災害による死者・行方不明者は約60人とされる。大量の噴出物は農地を埋め、川では土石流を発生させたり、水害を激化させたりした。いっぽう地下から大量の噴出物があったことで、桜島とその周辺では地盤が沈降し、沿海部等で浸水被害を生じた。こうして被害は長期間にわたった<sup>1)</sup>。

本研究では、大正3年桜島噴火の被害とそれへの対応 (救済・復旧・復興) を検討する。この問題については、中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会による報告書『1914桜島噴火』がその全体像を示している。そこで本研究では、同報告書ではあまり取り上げられていない内閣や帝国議会、財界など、中央の対応や、海外の反応を論じる。

その際、他の災害との関係に注目する。桜島噴火以前の災害における経験や教訓が、桜島噴火時の対応にどのように影響しているかということや、桜島噴火が同時期の他の災害とどのような関わりを持っていたのかについても触れ、災害同士の相互関係について考察する。

以下、史料の引用に際しては、漢字を新字体に直し、カタカナ表記はひらがな表記に統一した (固有名詞等は除く) ほか、句読点などを補った。引用史料中の〔 〕

は筆者による注記である。

## 2. 中央と地方の災害対応

### (1) 行政機関と軍隊の対応

桜島では、1914 (大正3) 年1月11日の早朝から有感地震が顕著となっていたが、翌12日の午前10時05分ごろから噴火が始まった<sup>2)</sup>。

鹿児島県知事谷口留五郎は、噴火直後から内務大臣 (地方行政や警察行政などを担当する大臣) に電報で状況報告を続けていた。だが、噴火の影響で通信に障害が生じたことにより第一回報告の電報は届かず、再送を余儀なくされている。噴火直後においては、今後の噴火活動がどのようになるのか見通せないなか、拡大していく被害と、救護活動の途中経過を伝えるのがやっとであった<sup>3)</sup>。

第一次山本権兵衛内閣の内務大臣原敬は、当日の日記に「今朝鹿児島県桜島大爆発の電報あり。但詳報は達せず。夜に入り九州方面電信不通、或は海嘯にてもありしならんかと犬塚〔勝太郎〕通信次官より電話ありたり」と記している<sup>4)</sup>。海軍次官の財部彪も「本日午前九時過桜島新に大爆発を為したるの報あり。夕に及び一層強烈〔ママ〕と為りしが如し」<sup>5)</sup>と、いずれも確かな情報入手できていなかった。

中央政府が被害状況をつかめないなかでも、被災地の地方行政機関や軍隊は、素早く救援に動いていた。噴火後、谷口鹿児島県知事は内務部長、警察部長、土木課長などの県幹部を率い、鹿児島湾岸の水上巡査派出所に出張し、桜島へ救護船を派遣して島民の救出などに努めている<sup>6)</sup>。

海軍の佐世保鎮守府司令長官（島村速雄）は噴火当日の1月12日の午後7時5分に海軍大臣（斎藤実）宛に「今夕当地新聞号外にて桜島大爆発、人畜死傷多数なるを承知し、不敢取〔とりあえず〕利根、八駆逐隊、十五艦隊に軍医、看護を出来得る丈多数便乗せしめ、治療品多量搭載して派遣することとせり」との電報を発している（電報到着は午後9時15分）。同じく沖縄中城湾にいた第二艦隊司令長官（加藤定吉）も同日午後10時40分に海軍大臣宛に「桜島爆発の惨害救助のため、直に艦隊を率ひ鹿児島に向け出港す」との電報を発している（電報到着は午後11時50分）。

佐世保鎮守府と第二艦隊が鹿児島救援に向かったことを受け、海軍次官（財部彪）は第一艦隊司令長官（加藤友三郎）に「桜島噴火につきては、即時第二艦隊及利根、第八駆逐隊、第十五艦隊同方面に向ひ、助力は差当り充分なるべき見込みなり。為念〔ねんのため〕」と伝えている。

海軍省（副官）は状況を把握するため、13日午後8時40分に佐世保鎮守府（副官）に至急電報を發し、「貴府艦艇又は第二艦隊より鹿児島の情報を得られたるときは、直に当省へ電報方取計はれ度、御依頼す」と依頼した。

14日にも海軍省（副官）から佐世保鎮守府（参謀長）に宛てた至急電報で「桜島爆発に付ての一般状況は、鹿児島又は隣接諸県よりの報により切れ切れに承知し居るも、詳細の事情判明せざる故、派遣軍艦をして其見せる所を詳細報告せしめらるる様御取計ありたし。第二艦隊参謀長へも本件伝へられたし」と送り、詳細な報告を求めている<sup>7)</sup>。

佐世保から派遣された艦隊は13日に、第二艦隊は14日にそれぞれ鹿児島に到着し、救護隊、防火隊、無線電信隊を上陸させるとともに、海上で警戒や搜索、救護、通信の諸活動に当たった<sup>8)</sup>。

14日午後には内閣総理大臣山本権兵衛から鹿児島県知事宛てに、噴火発生以来の尽力に対する感謝と「尚詳細の状況及救護の模様等」の報知を依頼する電報が送られている<sup>9)</sup>。中央政府が災害の詳細情報をなかなか得られず、その収集に努めていたことがわかる。

陸軍については、鹿児島に歩兵第45連隊が兵営を置いていた。それ以外にも、当時、沖縄で演習を実施する

ために第6師団（師団司令部は熊本、鹿児島県も管轄区域）管下の部隊から組織された支隊が鹿児島港を出航しようとしていたところだった。知事の請求により、これらの陸軍部隊が噴火当日から救護、警戒等に当たっている。噴火後、梅沢道治第6師団長も鹿児島に来ている。演習部隊は鹿児島での活動を終えた後、14日に沖縄に向けて出航した<sup>10)</sup>。

14日には、陸軍省（次官や副官）から第六師団（参謀長）宛に、桜島噴火による傷者の状況上、必要なら所要の衛生部員と人員、材料を鹿児島に派遣すること、派遣を実施する際は「救護実習」の目的の下で傷者の救護に従事させる趣旨を以て、経費は「演習費支弁」とし、追って増額することが、電報にて通牒された<sup>11)</sup>。

陸海軍とも、まず現地の軍隊が動き、それに対して中央機関が指示や調整を行っていた。

災害時における軍隊の活動について、吉田律人氏は、陸軍の災害出動が、桜島噴火の約4年前の1910（明治43）年3月の法令改正によって明文化され、以後本格的に行われるようになっていったことを明らかにしているが<sup>12)</sup>、桜島噴火は海軍の活動が目立つ事例である。

## (2) 中央からの人の派遣

現地の状況を把握するために、中央からも派遣されている。内務省からは、現地視察のため河原田稼吉内務書記官（警保局警務課長）が、噴火翌日の1914（大正13）年1月13日午後東京から鹿児島に出発し、15日午前には鹿児島に到着した<sup>13)</sup>。大正天皇も日根野要吉郎侍従を差遣し、日根野は16日夜に鹿児島に到着している<sup>14)</sup>。鉄道院も出張員を派遣していた<sup>15)</sup>。

中央から派遣された人物のなかで特別な役割を果たしたのが、東京帝国大学教授で地震学者の大森房吉である。大森は、震災予防調査会委員として出張を命じられ、1月14日に東京を出発した。大森の出張は鹿児島県知事も求めたものであった<sup>16)</sup>。

12日午前の噴火後、鹿児島市では、噴火が激しくなるにつれ恐怖と不安にかられた人々の間に、有毒ガスや海嘯（津波）が襲来する、熱湯の雨が降るなどの流言飛語が広まった。そうしたところへ当日夜に大地震が発生、人々は恐慌状態に陥り、市内から逃げ出した<sup>17)</sup>。

大森は16日午前には鹿児島に到着し、直ちに県庁入りして公示を發した。大森は公示で、桜島噴火で鹿児島市にまで石が降るような危険は及ばない、頻繁に起きている地震は火山性のもので、いかに強くとも普通の木造家屋を全潰させるほどの大地震にはならない、津波については、桜島の山体の大部分が急激に海中に崩壊するような場合には多少津波の注意を要するが、このような大変

動が起きる形跡はない、噴火のガスが甚だしく鹿児島市に吹き付けることがあっても中毒、窒息等のことはない、などと述べていた。新聞も大森の公示を掲載し、「最早大丈夫です。御心配に及びませぬ」との大森の談話も報じた。

その後、大森は、1月26日まで鹿児島に滞在し、調査研究活動を続けたが、県当局者、学校、商業会議所の依頼に応じて噴火に関する講演も行っている。「地震学の泰斗」である大森の来訪と発言が、県民を安心させることになった<sup>18)</sup>。

信頼できる人物による科学的な知見に基づく情報の発信が、流言飛語の抑制と民心の安定に効果を発揮したのである。

### 3. 復旧・復興のための国庫からの補助や貸付

被害からの復旧・復興に必要とされる多額の資金については、国庫からの補助や貸付が行われた。鹿児島県の要望により、国庫から鹿児島県に対し、桜島爆発災害土地復旧費として190万円を低利かつ利子補給付きで、小学校教員給与の支払いに充てる資金として4万円を無利子で、それぞれ貸し付けること、復旧不能な土地の住民の移住費として約62万6千円の補助を行うことが決まり、1914(大正3)年3月にそれらが盛り込まれた大正3年度歳入歳出総予算追加案が帝国議会に提出・可決され、成立している。さらに5月の鹿児島県会で、それらに基づいた県債の起債が決まった<sup>19)</sup>。

鹿児島県は、土地復旧費として借り入れた資金を被災町村に貸し付け、さらに町村から耕地整理組合や産業組合に転貸して、復旧に当たさせた。小学校教員給与の支払いに充てる資金4万円は、財政困難のため小学校教員の給与が支払えない町村に貸し付けた<sup>20)</sup>。

雨期に入ると、火山灰は河川その他へ流れ込み、水害を引き起こした。鹿児島県はふたたび政府に資金を要望し、国庫から鹿児島県に対して45万円の低利貸付が認められた。9月の鹿児島県会で、それに基づく県債の起債が決まった。鹿児島県は借り入れた資金を、被災町村の河川復旧工事に対する補助に当てた<sup>21)</sup>。

その後、12月の第35回帝国議会に提出された大正4年度予算案に桜島爆発の復旧工事に関する貸付として235万円が盛り込まれた。これは、低利とはいえ利子付きだった復旧費の貸付(前掲の190万と45万)を無利子とするための財政措置であった。衆議院予算委員会では、議員から、地方に対して災害の復旧費を多額、無利子で貸し付けるのは新方針なのかとの質問が出た。それに対

して政府委員の渡辺勝三郎(内務省地方局長)は、無利子で資金を供給することによって地方の困難を救うということは鹿児島県のみに限ったことではなく、近年においても「東北の凶作」(1905~1906年)の際にも地方の被害状況および財政状態を調査して同様に無利子の資金を供給した、「明治四十三年四年の大水害」の際にもやはり被害の程度が甚だしくて、負担が困難と認められたものは無利子で資金を供給し、または極めて低利で資金を供給したと答弁している<sup>22)</sup>。1914年12月25日に衆議院が解散されたため、予算案は不成立となったが、第36回帝国議会で鹿児島県災害復旧貸付金235万円を含む大正四年度歳入歳出総予算追加案が可決され、1915年6月に成立している<sup>23)</sup>。

なお、町村が借入を行う際には、法令(町村制や地方学事通則など)で主務大臣(内務大臣・大蔵大臣・文部大臣)の許可を得るように定められていたが、こうした国庫金の道府県を通じた町村への貸付に際して、教育費に関わるものについては、地方長官(府県知事や北海道庁長官)に許可の権限が委任され、迅速な支援が実施されている。これも1905~1906年の東北凶作、1910年の明治43年大水害からの措置である<sup>24)</sup>。

日露戦後、大規模災害が続く中で、被災道府県に対する国庫からの低利または無利子の資金供給が、復旧・復興の手段として定着していったことがうかがわれる。

### 4. 日本国内の義援活動

#### (1) 東北九州災害救済会の設立

桜島噴火災害に対して、国内外で義援の動きが広がった。義援活動において中心的な役割を果たしたのは、「東北九州災害救済会」であった。会の名称に「東北」が入っているのは、この会がもともとは1913年秋に発生した東北・北海道の凶作を救済するために設立されたためである。1913年12月初旬に東北選出衆議院議員と東北出身新聞記者が会合、凶作救済会の設立に向けて、「東北凶作救済準備会」を組織した。東京の新聞社・通信社もそれに賛同した<sup>25)</sup>。

立憲政友会の指導者で、自身も東北出身の原敬内務大臣は、東北選出衆議院議員らに対し、財界リーダーの渋沢栄一、益田孝(三井財閥)に相談するように勧めた。原は、政府としても賛成だが、政府が率先して救済を發起することは出来ないから、渋沢や益田に發起を望むのだと述べ、原からも渋沢・益田に發起人となることを書面で依頼することとした<sup>26)</sup>。

渋沢と益田は、原敬の働きかけにより1913年8月に設

立された「東北振興会」（東北の産業振興を目的とする実業家の団体）の指導的地位（渋沢は会頭、益田は委員の一人）に就いていた人物でもあった<sup>27</sup>。渋沢は東北凶作救済会に協力することを決め、徳川家達貴族院議長に救済会総裁への就任を要請した。しかし、徳川に断られたため、続いて元老の松方正義（元首相）に就任を要請した。12月30日には準備会委員が山本権兵衛内閣総理大臣を訪問し、協力を求めている<sup>28</sup>。松方に対しては、渋沢に加え、山本首相からも総裁就任を要請している<sup>29</sup>。

1914年1月6日に松方は総裁就任を承諾した。副総裁には渋沢と、衆議院議長の大岡育造が就任することになった。8日の会合で、設立趣意書・規約文等を定め、13日に帝国ホテルで発起人会を開くことを決め、松方・渋沢・大岡の連名で朝野の有力者と新聞通信社等に発起人推薦状を送付した。規約では、会の目的を「大正二年東北地方の凶作に対して臨時救済の爲め、普く義捐金及物品を募集し応急に之を分配する」こととし、事務所は衆議院図書館に置くことになった<sup>30</sup>。

総裁には松方正義、副総裁には財界から渋沢栄一、政界から衆議院議長が就任し、事務所は衆議院図書館に置くという組織と人事は、1910年の明治43年大水害時に組織された「臨時水害救済会」と同様であり、関係者たちもその「例を襲った」「例に倣った」と認識していた<sup>31</sup>。このように明治43年大水害時の対応の経験が、大規模災害時に挙国的に義援を行う際のモデルにされたのである。

そしてまさに「東北凶作救済会」の発起人会が開かれようとしていた前日の1914年1月12日に、桜島が大噴火した。13日の帝国ホテルの発起人会では、阪谷芳郎（東京市長、元蔵相、渋沢の女婿）から、東北凶作を救済するとともに桜島噴火の被害も救済する必要があるだろうとの提案があり、趣意書・規約をいったん原案通りに決定したうえで、桜島の災害を調査してから改正を行うことになった。15日に評議員会が開催され、趣意書・規約が改正され、会名を「東北九州災害救済会」と改めることを決定した<sup>32</sup>。さらに3月15日に秋田県でマグニチュード7.1の地震（秋田仙北地震、死者94人）<sup>33</sup>が発生したため、同会は義援金の一部を救済に回している<sup>34</sup>。政財界のリーダーを組織した挙国的な義援団体だからこそ、同時に起きた複数の災害に柔軟に対応することができたのである。

1月22日には、皇室から東北九州災害救済会に対して15万円が下賜されている<sup>35</sup>。皇室から下賜があったのも明治43年大水害時（臨時水害救済会に1万円）と同様であった。天皇・皇后は、東北九州災害救済会に対す

るものとは別に、2月に北海道・東北（北海道・青森県・宮城県・岩手県・福島県・秋田県・山形県）の凶作に9万円を、3月に鹿児島県下の桜島爆発に1万5千円を、4月に秋田県下の地震に3千円をそれぞれ救恤のために下賜している<sup>36</sup>。この点も、明治43年大水害時と同様である。

1月25日、東北九州災害救済会は、山本権兵衛首相、原敬内相、牧野伸顕外相、高橋是清蔵相、斎藤実海相など、被災地の鹿児島・東北出身閣僚、渡辺千秋宮相、華族、実業家、政治家、新聞関係者などを帝国ホテルに招待している。会合では、東北と九州の被災地を視察してきた内務省の参事官、書記官からの報告、渋沢副総裁などからの寄付の要請がなされ、山本首相は救済会の活動を「極めて機宜に適したるものにして政府に於ても深く同情を表する」、天皇の多額の「御下賜金」を「誠に感激に堪へざる所」などと述べ、救済会に対する政府や天皇の賛同をアピールした。席上で8万3千余円の義援金が申し込まれた<sup>37</sup>。

募金受付は1914年7月11日まで行われ<sup>38</sup>、総額175万3471円30銭に達した。このうち各新聞社の広告料相当寄付額や事務費を除いた168万7106円32銭6厘が救済に使われた。このほかにも慰問袋3万4826袋、寄贈物品944点が分配された<sup>39</sup>。外国人からも11万2647円の応募があったが<sup>40</sup>、このことについては後述する。

## (2) 東北九州災害救済会による義援金等の分配

募集金品の各道県への分配は、1914（大正3）年1月23日に始まった。差し当たって「饑寒に瀕する者」を救済するため、23万円（北海道・青森県・鹿児島県に各5万円、岩手県・宮城県・福島県に各2万円、秋田県・山形県に各1万円）を東北九州災害救済会から直接各道県に分配した。その後、天皇の救恤金の各道県への分配率が決定すると、それに準拠するように分配する義援金の額を調整した。第2回以後の義援金は、内務大臣を経て各道県の地方長官に送付した<sup>41</sup>。

義援金の用途についても、明治43年大水害時の経験が反映されている。1914年5月22日に東北九州災害救済会は、被災地の地方長官、内務省地方局長・土木局長を招き懇談会を開いた。その席上で松方正義東北九州災害救済会総裁は、明治43年大水害時の臨時水害救済会に言及して、義援者がみな知りたいと考える、義援金が救済のためにどのように使われたかについて、今回は詳細な報告を望むと述べている。益田孝東北九州災害救済会幹事長は、明治43年大水害時には義援金で「不急の工事等」を起こした府県もあったということで、その救済方法に対して「世上種々の非難」が起こったこともあ

るので、今回は慎重に考量し、遺漏がないようにしたい。そこで被災者がいかに救済され、本会の救済に対してどのような感情をもって迎えているかについて、実況を視察するため、本会より視察員を派遣する。これは各府県の施策に関し「批評的監督的」に調査しようというものではなく、本会自らも救済の実況を視察して義援者に報告するものだ、と述べている<sup>42)</sup>。

東北九州災害救済会では、明治 43 年大水害時の反省をもとに、義援金の使途とその効果について調査し、義援者への説明責任を果たすという認識が生じている。より義援団体としての整備が進んでいるといえよう。

東北九州災害救済会は、義援金について「成るべく有効なる使途」に当てようとし、次のような使途を指定した。

- (一) 凶作、水害、噴火に依る被害民の飢饉に瀕せる者に食料被服を給与すること
- (二) 被害民の肥料、種籾、種苗等、購入資金の補助を為すこと
- (三) 被害民生業扶助及授産の事業を助成するの資に充つること
- (四) 被害民の他地方移住費を補助すること
- (五) 被害地の学齡児童保護に関する慈善的施設の補助をなすこと
- (六) 以上各項を実施し残余ある場合は、之れを市町村救済基金に寄附し、其運用は之れを市町村に〔一字分空白、委?〕任すること

但、被害民救済を目的とする工事又は事業にして、国庫若くは府県郡市町村費を以て支弁すべき性質のものに、此義捐金を使用するは前諸項に含まざるものとす<sup>43)</sup>

以上のように、原資が民間からの義援金であることから、使途は、被災者の生命を守るものと、生業支援や授産などの生活再建に関わるもの、学童保護に関わるものとされ、本来、公金によって支弁されるべき事業は除かれている。1914 年 7 月に被災地の地方長官から提出された救済金の処理に関する報告によれば、各地とも同会の決定した使途条件に準拠した使い方をしているとされている<sup>44)</sup>。

## 5. 海外の同情と義援活動

桜島噴火の知らせは国内のみならず、海外にも伝えられ、アメリカ、イギリス、イタリア、スペイン、中華民国、ポルトガル等の元首等からも見舞いのメッセージが届いた<sup>45)</sup>。新聞でも、日本の被害が伝えられ、同情的

な報道がなされている。

イギリスでは、1914 年 1 月 14 日付タイムズ紙が「DISASTERS IN JAPAN」（日本の災害）という記事で東京特派員による鹿児島島の噴火・地震と東北の飢饉のニュースを報じている。さらに「Earthquake and Famine in Japan」（日本の地震と飢饉）と題する記事も掲げ、イギリスでは世間一般に日本人に対する同情（universal sympathy）が広がるだろう、確かなことは、災難の程度が最終的にどのようなものとなるだろうとも、日本の国民と政府は、沈着、不屈の勇敢さで対処するだろう、ということだ。彼らはいつもそうした勇敢さで、逆境に直面しては、乗り越えてきたのだなどと、日本に対して同情や厚意を示している<sup>46)</sup>。

アメリカでも、1月14日付のニューヨークタイムズ紙が桜島噴火のニュースを報じ、さらに「THE CALAMITY IN JAPAN」（日本の災害）という記事では、今ここで現実的な救援のため手段が迅速に講じられるだろうこと、そして、それらはアメリカ人が、日本と日本の被災者に抱く同情と同等の規模であろうことを、わたしたちは確信しているなどと、日本に対する同情とそれに見合う救援を期待している<sup>47)</sup>。

1月15日には、ウィルソン大統領が、アメリカ赤十字社の名誉社長として声明を發し、赤十字を通じた日本人被災者に対する援助を訴えた。声明では、私たちの姉妹国（our sister nation）である日本が二つのとても深刻な災害に苦しんでいる。東北地方の凶作によって何十万もの人々が徐々に訪れる飢饉のひどい苦しみに瀕して、南西の島の九州では突然の大規模な火山噴火によって人口密集地区に多数に上る死と荒廃がもたらされた。わたしは、わがアメリカ人の人間愛（humanity）に対し訴える。援助のために惜しみない貢献をすることで、仲間うちのとても多くの人々の苦悩と苦痛に対する同情を表現してもらいたい、と述べられていた<sup>48)</sup>。

このような日本に対する同情が義援金の募集と送付につながった。各国の動きは日本の在外公館を通じて、日本に伝えられていた。

たとえば、井上勝之助駐英大使は、牧野伸顕外相に対して、災害報道の影響で、イギリス人のなかに被災者に同情を寄せ、大使館に問い合わせや義援金の転送を依頼しに来る者があるので、被害の現状や救済方法を知らせてほしいとの電報を發している。飯島亀太郎ニューヨーク総領事も牧野外相に対して、アメリカの同情的な災害報道と義援の動きを伝え、被害の程度によってはこのような人心の傾向を利用し、この際有力な新聞社にはかつて広く義援金募集の方法を採用し「対日好感情を惹起」させるのも一策ではないかとの電報を送っている<sup>49)</sup>。

東北九州災害救済会に寄せられた外国（人）からの義援金は、前述したとおり 11 万余円であった。内訳は、金額が多い順に、アメリカから約 5 万円（うちアメリカ赤十字社から 2 万円、ロックフェラー財団から約 2 万）、中国から約 2 万 4 千円（うち奉天都督兼民政長張錫鑾から約 1 万 8 千円（2 万円））、イギリスからは約 2 万 2 千円、アフガニスタン（皇帝）から約 1 万円（1000 ポンド）など、上位 4 カ国で全体の 9 割以上を占めている<sup>50</sup>。

日本の災害に海外から同情や義援が寄せられたのは、必ずしも特別なことではない。大規模災害に対する国際的な同情や義援の動きは、20 世紀初めころから本格化し、外交のひとつとして定着していった。1902 年のフランス領マルティニーク島プレー火山の噴火、1905 年の日本の東北三県凶作、1906 年のアメリカ・サンフランシスコ地震、1908 年のイタリア・メッシーナ地震、1910 年のフランス・パリ大洪水、同年の日本の明治 43 年大洪水など、日本もその対象となるだけでなく、他国の災害に対して同情のメッセージや義援金を送付していた<sup>51</sup>。

## 6. おわりに

本研究では、以下のことを明らかにした。桜島が噴火した直後、中央政府が被害状況をつかめないでいるなか、被災地の地方行政機関や軍隊は、速やかに被災地の救援に動いていた。それに対して、中央政府は指示や調整を行った。

現地の状況を把握するため、中央から人が派遣された。それらのうちで特別な役割を果たしたのが、東京帝国大学教授で地震学者の大森房吉であった。大森の言動が、災害に関する流言飛語の抑制と民心の安定に寄与した。

被害からの復旧・復興に必要なとされる多額の資金については、国庫から補助や貸付が行われた。日露戦後、大規模災害が続く中で、被災道府県に対する国庫からの低利または無利子の資金供給が、復旧・復興の手段として定着していったことがうかがわれる。

国内外で義援活動が展開された。日本国内において中心的な役割を果たしたのが、「東北九州災害救済会」であった。この会はもともと東北・北海道の凶作を救済するために設立されたが、桜島噴火を受けて、同噴火の救済も併せて行うことになった。総裁には元老の松方正義、副総裁には財界から渋沢栄一と、政界から衆議院議長の大岡育造が就任した。事務所は衆議院図書館に置かれたが、こうした組織と人事は、1910 年の明治 43 年大洪水時に組織された「臨時水害救済会」と同様だった。義

援金の使用についても、明治 43 年大洪水時の経験が反映され、道府県に対して、より適切な使途を指定したり、実際に使われている状況を視察して義援者に報告しようとしたりするなど、義援団体として整備が進んだ。

桜島噴火の知らせは国内のみならず、海外にも伝えられ、各国の元首等からも見舞いのメッセージが届いた。新聞でも被害が伝えられ、同情的な報道がなされていた。外国からも義援金が届けられた。こうした動きは日本の在外公館を通じて、日本に伝えられていた。

1914 年の桜島噴火への対応は、過去の災害の経験を踏まえ、またはその影響を受けて行われていた。そして、今度は桜島噴火への対応が、その後の災害対応に影響を与えたと考えられる。こうした災害の相互関係について、さらに追究し、災害対応の発展過程を明らかにしていきたい。

付記：本研究は JSPS 科研費 18K00971 の助成を受けたものです。

## 参考文献

- 1) 中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会：1914 桜島噴火報告書，2011。内閣府防災情報のページで公開，  
[https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/kyoukunnokeishou/rp/1914\\_sakurajima\\_funka/index.html](https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/kyoukunnokeishou/rp/1914_sakurajima_funka/index.html)，  
閲覧日：2022/04/10。
- 2) 同前，p.19。
- 3) 鹿児島県編：桜島大正噴火誌，pp.73-74，田代運平，1927，2016 年にクレス出版より『日本自然災害資料集』第 2 巻として深川良一編・解説で復刻，国立国会図書館デジタルコレクションでも閲覧可能，  
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1271933>，  
閲覧日：2022/04/10。
- 4) 原奎一郎編：原敬日記，第 3 巻，p.378，福村出版，1965。
- 5) 坂野潤治・広瀬順皓・増田知子・渡辺恭夫編：財部彪日記 海軍次官時代（下），p.249，山川出版社，1983。
- 6) 前掲，桜島大正噴火誌，pp.82-83；前掲，1914 桜島噴火報告書，p.86，.
- 7) JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C08020510600（第 10，13，14，34，38 画像）、桜島噴火一件（1）（防衛省防衛研究所），第二艦隊が沖縄中城湾にいたことは，前掲，財部彪日記 海軍次官時代（下）の 1914 年 1 月 13 日条（p.249）や，海軍公報の第 423 号（1914 年 1 月 12

- 日), 第424号(1914年1月13日), JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.C12070240500(第16, 18画像), 大正3年海軍公報 部外秘共 上巻(防衛省防衛研究所).
- 8) 前掲, 1914桜島噴火報告書, p.94.
  - 9) 前掲, 桜島大正噴火誌, p.75.
  - 10) 同前, pp.101-104.
  - 11) JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.C02031780800(第2画像), 桜島噴火に因る傷者救護に関する件(防衛省防衛研究所).
  - 12) 吉田律人: 軍隊の対内的機能と関東大震災, pp.155-157, 日本経済評論社, 2016.
  - 13) 東京朝日新聞, 1914年1月14日朝刊; JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.C08020510700(第6-9画像)、桜島噴火一件(2)(防衛省防衛研究所).
  - 14) 前掲, 桜島大正噴火誌, p.315.
  - 15) 国立公文書館「災害に学ぶ 明治から現代へ」(デジタル展示)で紹介されている「桜島爆発ニ付出張員復命報告ノ件(大正3年1月22日)」公文雑纂, 纂01287100, [https://www.archives.go.jp/exhibition/digital/saigai/contents/04\\_110.html](https://www.archives.go.jp/exhibition/digital/saigai/contents/04_110.html), 閲覧日: 2022/04/10.
  - 16) 前掲, 桜島大正噴火誌, p.277, p.282.
  - 17) 同前, pp.54-55, pp.83-84.
  - 18) 同前, pp.277-279.
  - 19) 鹿児島県議会編: 鹿児島県議会史, 第1巻, pp.666-672, 鹿児島県議会, 1971; 鹿児島県: 鹿児島県史, 第4巻, pp.1082-1085, 鹿児島県, 1943; 官報, (大正)第497号, 1914年3月28日.
  - 20) 前掲, 鹿児島県史, 第4巻, pp.1083-1084.
  - 21) 前掲, 鹿児島県議会史, 第1巻, pp.672-676; 前掲, 鹿児島県史, p.1084.
  - 22) 第35回帝国議会衆議院予算委員第2分科会議録第1回, pp.3-5, 1914年12月18日, 帝国議会衆議院委員会議録, 6, 臨川書店, 1981, 帝国議会会議録検索システム <https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/#/>でも閲覧可能.
  - 23) 大正四年度歳入歳出総予算追加の鹿児島県災害復旧貸付金(235万円), 官報, (大正)第865号, p.486, 1915年6月21日.
  - 24) 明治39年勅令第98号, 官報, (明治)第6849号, 1906年5月2日; 明治44年勅令第24号, 官報, (明治)第8323号, 1911年3月24日; 大正3年勅令第119号・勅令第120号・内務省令第8号, 官報, (大正)第563号, 1914年6月17日, 国立国会図書館デジタルコレクションにて閲覧.
  - 25) 東北九州災害救済会: 東北九州災害救済会報告書, pp.3-5, 東北九州災害救済会, 1914.
  - 26) 前掲, 原敬日記, 第3巻, p.376, 1913年12月29日条.
  - 27) 佐藤健太郎: 大正期の東北振興運動, 国家学会雑誌, 第118巻第3・4号, pp.146-148, 2005.
  - 28) 前掲, 東北九州災害救済会報告書, pp.5-6.
  - 29) 前掲, 原敬日記, 第3巻, p.376, 1914年1月4日条.
  - 30) 前掲, 東北九州災害救済会報告書, pp.6-7; 政友(柏書房による復刻版), 第163号, pp.40-42, 1914年1月20日.
  - 31) 前掲, 原敬日記, 第3巻, p.377, 1914年1月6日条; 渋沢栄一日記, 1914年1月7日条, デジタル版『渋沢栄一伝記資料』, 第31巻, p.266; 前掲, 政友, 第163号, pp.40-41; 以下, 臨時水害救済会など, 明治43年大水害時の対応については, 土田宏成: 明治43年大水害への政府の対応について, 土木史研究講演集, Vol.40, pp.1-7, 2020.
  - 32) 前掲, 東北九州災害救済会報告書, pp.7-8, pp.11-16.
  - 33) 武村雅之: 1914秋田仙北地震(大正3年3月15日), 北原糸子・松浦律子・木村玲欧編: 日本歴史災害事典, pp.415-417, 吉川弘文館, 2012.
  - 34) 前掲, 東北九州災害救済会報告書, p.17, p.74.
  - 35) 御下賜金御沙汰書写, 同前, 口絵の直後.
  - 36) 官報, (大正)第460号, 1914年2月12日; 官報, (大正)第480号, 1914年3月7日; 官報, (大正)第503号, 1914年4月6日, いずれも国立国会図書館デジタルコレクションにて閲覧.
  - 37) 前掲, 東北九州災害救済会報告書, pp.32-35; 東北九州救済会招待会, 東京朝日新聞, 1914年1月26日朝刊.
  - 38) 前掲, 東北九州災害救済会報告書, p.57.
  - 39) 同前, pp.86-87.
  - 40) 同前, pp.63-65, p.68.
  - 41) 同前, pp.70-71.
  - 42) 同前, pp.47-52.
  - 43) 同前, pp.71-72.
  - 44) 同前, pp.90-91.
  - 45) 宮内省図書寮編修, 岩壁義光補訂: 大正天皇実録補訂版, 第4, p.208, ゆまに書房, 2019.
  - 46) *The Times* (マイクロ), 1914年1月14日.
  - 47) *The New York times Late ed* (マイクロ), 1914年1月14日.

- 48) “ Mr. Wilson Asks Aid for Japan.” , *The Washington Herald*, 1914 年 1 月 16 日, アメリカ議会図書館「Chronicling America」<https://chroniclingamerica.loc.gov/>で検索・閲覧.
- 49) 1914 年 1 月 13 日井上大使（勝之助・在英）発牧野（伸頭）外務大臣宛第 7 号；1914 年 1 月 14 日井上大使発牧野外務大臣宛第 9 号；1914 年 1 月 15 日飯島総領事（亀太郎・在ニューヨーク）発牧野外務大臣宛第 3 号；1914 年 1 月 16 日飯島総領事発牧野外務大臣第 5 号など. 以上はすべて「変災及救済関係雑件 鹿児島県下震災及東北地方饑饉救助ノ件」第 1 卷（分類番号：63.1.8-11, 外務省外交史料館所蔵）に所収.
- 50) 前掲, 東北九州災害救済会報告書, pp.63-65, p.68, pp.223-227.
- 51) 土田宏成：一九〇五年東北三県凶作をめぐる国内外の動向, 日本歴史, 第 866 号, 2020 年 7 月；前掲, 明治 43 年大水害への政府の対応について, など. なお, 大規模災害に対する国際的な同情や義援の動きについては, 別稿を準備中である.

(2022.4.18 受付)